

【エミアス会員規約書】

年 月 日

(ご契約)

- ・ エミアス会員規約書へ同意のご署名及び、会費の受領確認をもち、契約成立とします。

(正会員)

- ・ 正会員様には、エミアスのメンバーとして運営に携わっていただく為、下記の活動を積極的に行っていただきます。

(活動)

- ① エミアスの活動の計画
- ② エミアスの活動の実施
- ③ エミアス運営への参加

(会費)

- ・ お支払い済の会費はいかなる場合も返金致しません。
- ・ 会費は初年度は月割り、次年度以降は年次で回収されます。

例：2019年3月13日にご契約の場合、

初年度 → 2019年3月13日～2019年12月31日までの会費 25,000円
(※会費1ヶ月分2,500円 X 10ヶ月= 25,000円)

次年度 → 2020年1月1日～2020年12月31日までの会費 30,000円
以降同様

- ・ 会費は毎年12月15日までに、翌年分をお支払い頂きます。

例：2020年分の会費 → 2019年12月15日までに30,000円回収

ご署名

1/3

一般社団法人エミアス・ジャパン / EMIYUS PHILIPPINES FOUNDATION INC.

(退会)

- 退会は、一般社団法人エミアス・ジャパン代表理事までお申し出下さい。受領された場合、退会可能です。
- 退会希望日の2ヶ月前までにお申し出下さい。
- 入会後は、退会のお申し出があるまで毎年自動更新で継続となります。
- 年度の途中で退会する事になった場合でも、会費の返金は致しかねます。

(その他)

- 特典は、配布されない場合もございます。
- やむをえない事情で弊社が運営困難になった場合、運営が強制的に終了する事もございますので、予めご了承下さい。
- 他会員や活動場所の方々への迷惑行為や、エミアスの活動目的にそぐわない行為をされた場合、強制的退会となる場合がございます。その際も会費の返金は致しかねます。
- 会員規約は、弊社の一方的な都合により突然変更になる場合がございますのでご了承下さい。変更後は、すみやかに会員様へ告知致します。

(賛助会員について)

- 正会員以外で、個人で金銭的な寄付をしていただく方を、賛助会員とします。
- 1口1万円から寄付可能です。上記規約内容の、(ご契約)及び(その他)の項目は、賛助会員も同様ですのでご了承下さい。

ご署名

2/3

一般社団法人エミアス・ジャパン / EMIYUS PHILIPPINES FOUNDATION INC.

私 _____ (ご署名) _____ は

「エミナス会員規約書」の内容を全て理解し、同意した上で申込みをします。

正会員 / 賛助会員

ご署名

NAME:

×

COMPANY: 一般社団法人エミナス・ジャパン / EMIYUS PHILIPPINES FOUNDATION INC.

3/3

一般社団法人エミナス・ジャパン / EMIYUS PHILIPPINES FOUNDATION INC.

〒350-1306 埼玉県狭山市富士見2丁目21番地27号 (日本)
3rd Floor, Synergy Building, #8 New York, Cubao, Quezon City 1109 (The Philippines)
Email: info@emiyus.com